

京都市一人暮らし体験等事業の業務委託に関する公募型プロポーザルに係る質問への回答について

No.	質問内容	回答
1	人員体制について明記されていないが、配置すべき人員、資格要件は問われないと解してよいか。	お見込みのとおりです。
2	本事業と京都市地域生活継続・地域移行コーディネート事業を一体的に運営する場合、業務委託仕様書の4(4)イに示されている「その他の業務」は、コーディネーターが従事することを可能とする他の事業等の職務に含められるのか。見積書の作成にあたって、両事業に係る人件費の算定を別とすべきなのか、一体的に算定しても構わないのか。	本事業の業務委託仕様書4(4)イに定める「その他の業務」については、京都市地域生活継続・地域移行コーディネート事業の業務委託仕様書6に定める「コーディネーターが従事することを可能とする他の事業等の職務」に含めることができますが、見積書の作成にあたっては、各経費を事業別に算定してください。
3	業務委託仕様書の6に示される「住居・設備等」以外に、本事業に係る事務所や連絡先について明記されていないが、委託業務や事務管理に差し支えなければ他の事業等と事務所や連絡先は共用してよいか。	お見込みのとおりです。
4	本事業と京都市地域生活継続・地域移行コーディネート事業を一体的に運営する場合、業務委託仕様書の4(4)イに示されている「その他の業務」は、コーディネーターが従事する事務所において行い、事務管理等に要する事務費経費は見積書の作成にあたって、両事業に按分すべきか一体的に算定して構わないのか。	NO.2で回答済